

継続

原議保存期間	30年(平成61年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

警察庁丁運発第53号
平成31年3月20日
警察庁交通局運転免許課長

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁交通部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
殿

初心運転者に係る特異重大事故発生時の現地確認等の徹底について

交通死亡事故のうち運転免許取得後の経過年数が短い者によるものの発生率が高いことから、このような状況の改善を図るため、自動車教習所における初心運転者教育をより充実させる必要がある。

そこで、初心運転者による特異重大事故については、下記により、都道府県警察による事故発生現場の実査（以下「現地実査」という。）及び自動車教習所職員による事故発生現場の確認（以下「現地確認」という。）等を実施し、その結果を事後の教習等に反映させ、実効ある初心運転者教育の推進に努められたい。

記

第1 都道府県警察による現地実査

1 現地実査の実施

事故車種に対応する運転免許を取得後1年を経過しない者（以下「初心運転者」という。）が第一当事者となった交通事故のうち、死亡事故、負傷者10人以上の事故、その他特に問題になると判断される事故（以下「初心者事故」という。）が発生した場合、速やかに、発生地を管轄する都道府県警察（以下「発生地管轄警察」という。）の教習所担当者による現地実査等を行うこと。

2 現地実査の方法

現地実査は、自動車教習所に対する指導、教養等に活用することを目的として実施することとし、書類、図面では明確にならない事故発生現場の状況について把握すること。

また、事故捜査とは別に実施することとし、必要に応じ、捜査担当者から事故概要についての聴取、事故車両の確認等を行うこと。

第2 自動車教習所の職員による現地確認等

1 事故発生の通知

(1) 初心者事故が発生した場合、当該事故の第一当事者である初心運転者（以下「初心者事故当事者」という。）が卒業した自動車教習所（以下「卒業教習所」という。）の所在地を管轄する都道府県警察（以下「教習所管轄警察」という。）の教習所担当者は、卒業教習所に対し、事故発生の通知を行うこと。

(2) 教習所管轄警察と発生地管轄警察が異なる場合、発生地管轄警察の教習所担当

者は、教習所管轄警察の教習所担当者に対し、事故発生の通知を行うこと。

- (3) 通知は、第2の2に掲げる通知内容が判明した後速やかに行うこと。ただし、通知内容の全てが明らかとなっていない場合であっても、通知が著しく遅延することとなるときは、判明した事項について通知すること。

2 通知内容

事故発生の通知を行う場合、次の事項について通知すること。

- (1) 初心運転者の氏名、生年月日

- (2) 事故の概要

発生日時、場所、被害状況、道路の状況、事故原因等、事故の発生状況が明らかになる事項

なお、卒業教習所に対して通知する事故の概要については、原則として、報道発表を行った内容等一般に公表できる範囲とすること。

- (3) 卒業教習所名（発生地管轄警察から教習所管轄警察に通知する場合）

3 現地確認

- (1) 教習所管轄警察は、卒業教習所に通知を行うとともに、卒業教習所の職員を派遣して速やかに現地確認を行うよう指導すること。なお、遠隔地の事故の場合は、この限りではない。

- (2) 現地確認は、通知のあった事故の概要、初心事故当時者の教習の状況、運転適性検査結果等を踏まえ、事故発生現場において確認すべき事項を検討した後に実施するよう指導すること。

4 留意事項

交通死亡事故現場の確認であることに留意し、遺族、付近の住民等に配慮した方法及び態度で実施するよう指導すること。

第3 検討会議等

1 検討会議の開催

卒業教習所に対し、現地確認終了後に初心者事故の検討会議等を開催させるなどにより、現地確認の結果を踏まえ、初心事故当事者の教習の状況、運転適性検査結果等を再検討し、事後の教習に活用するよう指導すること。

2 結果の報告等

検討会議等の結果については、教習所管轄警察に報告させ、必要な指導、助言を行うこと。

【継続措置状況】

初回発出日：平成11年11月1日

（有効期間：平成31年3月31日）